平成２４年（フ）第１３０号
香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
破産者　白川　里美
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１５号
香川県善通寺市吉原町3157―１　京都みやま２―108、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字山階1878番地13
破産者　黒川　　智
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２５号
香川県善通寺市生野町2882番地　県営善通寺団地１棟306号、破産手続開始決定時の住所香川県善通寺市木徳町1182番地１
破産者　前谷　静代（旧姓瀧本）
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２７号
香川県善通寺市吉原町3157番地１　京都みやま3407号
破産者　西森　　進
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２８７号
東京都小平市大沼町３―22―５
再生債務者　児島　正哲
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２９１号
東京都足立区西綾瀬３－８－１―505
再生債務者　篠原　幸彦
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３１２号
東京都世田谷区弦巻１―50―３―207
再生債務者　相根　浩二
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３２１号
千葉県市原市五井西２―４―10
再生債務者　田中美佐雄
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３３２号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾中台22―24―403
再生債務者　小渕進之介
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１４号
長野県塩尻市大字峰原170番地34
再生債務者　藤森　章生
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再イ）第２０１号
大阪市阿倍野区王子町３丁目５番27号
再生債務者　末原　清隆
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２１４号
大阪府東大阪市横枕西３番７―1201号
再生債務者　金村こと　金　　秀明
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第５１号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地50　オクト白鷺307号
再生債務者　橘　　里江
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第７号
兵庫県多可郡多可町加美区西脇135―16、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町加美区多田1161番地１　多田団地35号
再生債務者　森田製作所こと　森田　家正
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（再イ）第２２号
山口県防府市大字富海3681番地の１
再生債務者　友景　昭宏
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月24日まで
山口地方裁判所

平成２５年（再イ）第１２号
山口市矢原1422番地１　スカイコンフォート103号、前住所山口県下関市大字田倉109番地８　コーポ差葉201号
再生債務者　下瀬　謙二
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月24日まで
山口地方裁判所

平成２５年（再イ）第２３号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番25―301号
再生債務者　友永小百合
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第１０４号
横浜市緑区十日市場町842番地３　コーポ向原105号
再生債務者　小谷　義弘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部